⑮　関連情報を入手するための照会窓口　上記4⑴に同じ。

⑯　競争参加資格の級別の格付を受けていない者の参加　上記2⑵に掲げる競争参加資格の級別の格付を受けていない者も、特定建設工事共同企業体の構成員となり又は単体として上記4⑶により申請書及び技術資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時点において、当該資格の格付を受け、かつ、特定建設工事共同企業体又は単体として競争参加資格の確認を受けていなければならない。

⑰　詳細は、入札説明書による。

7　Summary

⑴　Official in charge of disbursement of the procuring entity : Satoshi Mikai, Director General of Kyushu Defense Bureau, MOD

⑵　Classification of the services to be procured : 41

⑶　Subject matter of the contract : New Construction work and others of the warehouse in Commander, U.S. Fleet Activities, Sasebo

⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system : October 24, 2017, 5 : 00 P.M.

⑸　Time-limit for the submission of technical proposal : November 22, 2017, 5 : 00 P.M.

⑹　Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system : January 11, 2018, 12 : 00 noon

⑺　Contact point for tender documentation : Contract Division, Kyushu Defense Bureau, MOD, 2―10―7 Hakataeki-higashi Hakata-ku Fukuoka-shi 812―0013, Phone : 092―483―8829

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成29年10月12日

支出負担行為担当官

沖縄防衛局長　中嶋浩一郎

◎調達機関番号　010　◎所在地番号　47

○第10号

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41

⑵　工事名　空自那覇㉙雨水排水施設整備工事

⑶　工事場所　空自那覇基地内

⑷　工事内容　本工事は、空自那覇基地内における以下の土木工事を行うものである。

1．土工事（掘削　約2,800㎥）

2．地盤改良工事（深層混合処理φ1,000　L＝3.6m　約100本）

3．舗装工事（コンクリート舗装　約4,600㎡）

4．雨水排水工事（ボックスカルバート約40m、U型水路約40m）

5．環境整備工事（平面張芝　約1,000㎡）

6．取壊し撤去工事（既設U型側溝取壊し約130m、既設コンクリート舗装版取壊し約870㎡等）

7．仮設工事（仮設矢板工　約490m等）

⑸　工期　平成31年3月31日まで。

⑹　使用する主要な資機材　プレキャスト2連ボックスカルバート（断面2,800＋2,800×1,500、約40m）、矢板（約490ｔ）

⑺　本工事は、入札時に「企業による技術提案」を受け付け、価格と価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式のうち、品質確保のための施工体制及びその他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行対象工事である。

⑻　本工事は、資料提出及び入札等を電子入札システムにより行う工事である。ただし、電子入札システムにより難いものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

なお、紙入札方式の承諾に関しては沖縄防衛局総務部契約課に紙入札方式参加承諾願を提出するものとする。

⑼　本工事は、工事費内訳明細書の提出を義務付ける工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている単体有資格業者等（以下「単体」という。）又は、次に掲げる条件をすべて満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体であって、「競争参加者の資格に関する公示」（平成29年10月12日付沖縄防衛局長）に示す手続きに従い、空自那覇㉙雨水排水施設整備工事に係る特定建設工事共同企業体として資格審査結果の通知を受けた者であること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　防衛省における平成29・30年度一般競争（指名競争）参加資格（以下「防衛省競争参加資格」という。）のうち、「土木一式工事」で級別の格付を受け、沖縄防衛局に競争参加を希望していること（会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、再度級別の格付を受けていること。）。

⑶　会社更生法に基づく更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（⑵の再度級別の格付けを受けた者を除く。）でないこと。

⑷　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、防衛省競争参加資格の「土木一式工事」に係る経営事項評価数値（資格審査結果通知書の記3の経営事項評価数値欄の点数）が、1,000点以上であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は990点以上であること。

⑸　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成14年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、次に掲げる①の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は、平成14年度以降入札公告日までに、元請けとして完成・引渡しが完了した工事のうち、次に掲げる②の工事を施工した実績を有すること（建設共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上のものに限る。）。

①　内空断面5㎡以上の排水構造物を施工した実績を有すること。

②　内空断面1㎡以上の排水構造物を施工した実績を有すること。

なお、当該実績が平成13年12月25日以降に完成した防衛省発注機関（契約担当官等が属する防衛省本省の内部部局、防衛大学校、防衛医科大学校、防衛研究所、統合幕僚監部、陸上幕僚監部、海上幕僚監部、航空幕僚監部、情報本部、防衛監察本部、地方防衛局並びに統合幕僚長及び陸上幕僚長、海上幕僚長又は航空幕僚長の監督を受ける陸上自衛隊、海上自衛隊及び航空自衛隊の部隊及び機関並びに防衛装備庁をいう。以下同じ。）（旧防衛施設局、旧防衛施設支局を含む。）の発注した工事に係るものにあっては、施工成績評定通知書又は工事成績評定通知書の評定点合計（以下「評定点合計」という。）が65点未満のものを除くこと。また、実績が工事成績相互利用登録発注機関が発注した工事で工事成績評定相互利用対象工事に該当するものである場合は、工事成績の評定点が65点未満のものを除くこと。

⑹　工事全般の施工計画が適正であること。

⑺　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、次の基準を全て満たす監理技術者又は主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を当該工事に専任で配置できること。

ア　1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者と国土交通大臣が認定した者である。

イ　単体又は特定建設工事共同企業体の代表者は、平成14年度以降入札公告日までに、次に掲げる①の工事を施工した経験を有する者である。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員は平成14年度以降入札公告日までに、次に掲げる②の工事を施工した経験を有する者である。

①　内空断面1㎡以上の排水構造物を施工した経験を有すること。

②　排水構造物の施工した経験を有すること。